

第6回

ジェンダー平等

を考える連続講座

～ジェンダー平等とハラスメント対策～

職場におけるハラスメントは、企業の信頼低下や人材流出など、組織運営に深刻な影響を及ぼす深刻な問題です。本講座では、実際のハラスメント訴訟の事例紹介に加え、ジェンダー平等の視点からハラスメントを未然に防ぐためのポイントを、専門講師がわかりやすく解説します。安心して働ける職場づくりのために、ハラスメント防止とジェンダー平等の必要性について一緒に学びませんか！

6月19日(金)15:30～17:30

回	時間	内容	講師
	15:30～15:35	【はじめに】	男女共同参画推進センター センター長 坂本 恵子
1	15:35～16:25	【講座】① 「事業所として求められる適切な ハラスメント対応方法」 ～ハラスメント訴訟の事例を中心に～	諫早総合法律事務所 弁護士 中川 拓 さん
2	16:25～17:15	【講座】② 「ハラスメントを未然に防ぐための職場づくり」 ～ジェンダー平等の視点から～	モッシュ-もうセクハラを許さない女たちの会・ながさき- 代表 門 更月 さん
3	17:15～17:25	【質疑応答】	中川さん/門さん
	17:25～17:30	【アンケート記入・アマランス派遣講座のご案内】	男女共同参画推進センター センター長 坂本 恵子

申込先/問い合わせ先

長崎市男女共同参画推進センター
アマランス(長崎市魚の町 5-1 市民会館 1F)

■tel: 095-826-0018

■ホームページ:

<https://ngs-shiminkaikan.jp/>

長崎市民会館

申し込みはコチラ▶



会場 アマランス 研修室

定員 40人(先着順)

対象 職場のハラスメント対応担当者、
ハラスメント対策に関心のある方

申込方法 窓口、電話、市民会館ホームページ
の応募フォーム

申込締切 6月18日(木)

無料託児 託児(1歳～就学前)希望者は、
6/12(金)までにお申込ください。

受講無料

*2020年施行の労働施策総合推進法(パワハラ防止法)では、事業主に防止のための措置として「周知・啓発」が義務付けられており、その具体的内容として「研修」が推奨されています。

*ジェンダーとは…社会的・文化的に作られた性差